

福岡町文化少年団規約

制 定 平成17年6月1日

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この団は、福岡町文化少年団（以下「少年団」という）と称する。

(事務局)

第2条 この少年団の事務局は、福岡町芸術文化協会内におく。

第 2 章 目的及び活動

(目 的)

第3条 この少年団は、子供たちが楽しく活動する中で、芸術芸能に関心を持ち、本来子供たちが持っている感性を磨き、幅広い見識と豊かな心を育むとともに日本の伝統文化を継承する子供たちを育成することを目的とする。

(活 動)

第4条 この少年団は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 少年団活動の企画及びその実践活動
- (2) 少年団員が芸術芸能に関心が高めるための諸活動
- (3) 少年団活動の推進に関する住民への啓発活動
- (4) 少年団指導者の連絡協議に関する活動
- (5) 他の芸術芸能団体との連携及び協力に関する活動
- (6) その他この少年団の目的を達成するために必要な活動

第 3 章 組織及び機関

(組 織)

第5条 この少年団は、趣旨に賛同する福岡町芸術文化協会に加盟する芸術芸能団体及び個人をもって構成する。

(機 関)

第6条 この少年団には、次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(総 会)

第7条 総会は、この少年団の最高議決機関であって団体代表者をもって構成する。

2 総会は、毎年1回団長が招集し、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) その他団長が必要と認めた事項

(役員会)

第8条 役員会は、団長・副団長・指導者をもって構成し、次期総会までの間における総会にかかわる議決機関であるとともに、この少年団の業務を管理する。

- 2 役員会に議長をおき、団長をもってこれに当てる。
- 3 役員会は、団長が招集する。

(表 決)

第9条 総会・役員会は、出席者の過半数の賛同を得て議決する。可否同数のときは、団長の決するところによる。

第 4 章 役員及び職員等

(役 員)

第10条 この少年団に次の役員をおく。

- (1) 団長 1名
- (2) 副団長 2名
- (3) 指導者 各教室1名
- (4) 監事 2名

(役員の仕事)

第11条 団長はこの業務を総理し、少年団を代表する。

- 2 副団長は、団長を補佐し団長に事故あるとき又は欠けたとき、その職務を代行する。
- 3 監事は、会計及び会務執行の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員の仕事等)

第12条 団長は、福岡町芸術文化協会長をもってあてる。

- 2 副団長は福岡町芸術文化協会芸術委員会委員長及び芸術委員会委員長をもってあてる。
- 3 監事は団長が任命する。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は、2年とし再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合は、役員会がこれを選任し総会の承認を求めるものとする。
- 3 補欠による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び参加)

第14条 この会議に顧問及び参加をおくことができる。

- 2 顧問及び参加は、役員会の承認を得て団長が委嘱する。

(事務局)

第15条 この少年団の事務処理をするため、事務局長その他の職員をおくことができる。

- 2 職員は団長が任命する。
- 3 事務局に関し、必要な事項は別に定める。

第 5 章 会 計

(会計年度)

第16条 この少年団の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経 費)

第17条 この少年団に要する経費は、助成金、寄附金、支援金、団員年会費等をもってあてる。

第 6 章 規 約 の 改 正 並 び に 解 散

(規約の改正)

第18条 この規約は、総会において少年団構成員の3分の2以上の出席で過半数の同意を得て改正することができる。

(解 散)

第19条 この会議は、総会において少年団構成員の2分の1以上が出席し、出席者の4分の3以上の同意を得て解散することができる。

第 7 章 補 則

(施行規則)

第20条 この規約の施行について、必要な細則は役員会が定める。

付 則

1. この規約は、平成17年6月 1日から施行する。
2. この規約は、平成18年4月27日から施行する。